

神奈川県総合評価方式入札の試行に係る事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県（以下「県」という。）が発注する庁舎等建物清掃業務委託の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定に基づき、落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）により、かつ、会計局調達課長が別に定める「神奈川県庁舎等建物清掃業務委託落札者決定基準（以下「調達課試行基準」という。）」による場合の事務手続について、法令、規則等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(機種等選定会議)

第2条 機種等選定会議（以下「選定会議」という。）は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 庁舎等建物清掃業務委託に係る契約相手方の選定方法を総合評価方式に決定すること。
- (2) 学識経験者を選任すること。
- (3) 落札者決定基準を決定すること。
- (4) 落札者を決定すること。

2 前項第3号の落札者決定基準について、調達課試行基準によることとする場合は、同第2号に定める学識経験者の選任は不要とし、また、同第4号に定める落札者の決定に際し、学識経験者の意見聴取を不要とすることができる。

3 選定会議において調達課試行基準に新たに重大な事項の追加若しくは改正を行おうとするときは、第1項第2号に基づき学識経験者を選任してその意見を聴取し、その際、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとされた場合には、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(歳出予算執行依頼票)

第3条 神奈川県財務規則（昭和29年規則第5号。以下「財務規則」という。）第15条第3項に規定される事業所管課長は、同規則第16条の2第1項若しくは第2項に規定する歳出予算執行依頼票を作成する場合には、歳出予算執行依頼票の「その他特記事項」の欄に、総合評価方式によることを記載するとともに、落札者決定基準案を資料として添付する。

(入札執行伺)

第4条 財務規則第35条第1項に規定する入札執行伺の作成に関し、電子入札システムにおける「調達案件登録」について、総合評価方式では、最低制限価格及び調査基準価格は適用されないことから、「最低制限価格適用」欄及び「調査基準価格適用」欄ともに空欄とする。

(入札公告の内容)

第5条 財務規則第25条に規定される入札執行権者は、同規則第40条第1項第9号に規定する「その他必要な事項」として、入札参加者は、落札者決定基準に基づく自己採点に係る書類の提出を要する旨、記載する。

(落札候補者の選定)

第6条 財務規則第42条に規定される入札執行者は、入札価格が予定価格を超えた者を除き、入札参加者ごとにあらかじめ定めた評価項目について採点し、これを合算した点数（以下「総合評価点」という。）を入札執行権者に報告する。

- 2 前項の評価項目の採点については、次の手続きによるものとする。
 - (1) 「最低制限価格に相当する額」以上「予定価格」以下で入札された価格のうち、最も低い入札価格をこの入札における「適正価格」とする。なお、総合評価方式においては、最低制限価格に相当する額を下回る額の入札があった場合でもこれを失格としない。
 - (2) 前号により定めた適正価格に基づき、入札参加者ごとに入札価格を評価する点数（以下「価格点」という。）を算定する。
 - (3) 入札参加者から提出された落札者決定基準に基づく自己採点による点数（以下「業務点」という。）を前号の価格点に加え、これを総合評価点とする。
- 3 入札執行権者は、前項の報告に基づき総合評価点が最も高い入札参加者を「落札候補者」に決定する。なお、同点となる者が複数ある場合は、その全てを落札候補者とする。
- 4 入札執行者は、落札候補者が決定したときは速やかに当該落札候補者に次の書類を定めた期限までに提出するよう依頼する。
 - (1) 入札参加資格確認書類
 - (2) 業務点に関する提出書類

(落札者の決定)

第7条 入札執行者は、前条第4項により落札候補者から提出された書類により当該落札候補者の入札参加資格の有無や業務点に関する適否

等を審査し、その結果を入札執行権者に報告する。

- 2 前項において、当該落札候補者が入札参加資格を有していないことが判明したときは、直ちにその者を無効とする。このとき、他に落札候補者がおらず、かつ、他に入札参加者がいる場合は、あらためて第6条第1項から第3項までの規定に基づき落札候補者を決定し、同条第4項及び前項の手続きを行うものとする。
- 3 第1項において、当該落札候補者の自己採点に疑義がある場合は、次のとおりとする。
 - (1) 自己採点による点数についてその根拠が確認できない場合は、その評価項目の業務点を0点とする。
 - (2) 自己採点による点数がその根拠となる書類から確認できる点よりも高い場合は、その評価項目の業務点は、提出書類から確認できる点数とする。
 - (3) 自己採点による点数がその根拠となる書類から確認できる点よりも低い場合は、その評価項目の業務点は、自己採点の点数とする。
- 4 落札候補者が1者の場合で、前項第1号又は第2号により当該落札候補者の総合評価点が下がり、他の入札参加者の総合評価点を下回るときは、あらためて第6条第1項から第3項までの規定に基づき落札候補者を決定し、同条第4項から前項までの手続きを行う。
- 5 選定会議は、第1項から前項までの規定の手続きにより得られた評価の結果をもとに、必要に応じて第2条第3項の規定に基づき学識経験者の意見を徴した上で総合評価点が最も高い者を落札者として決定する。なお、総合評価点が最も高い者が二者以上あるときは、当該落札候補者にくじを引かせて落札者を決定する。

(入札結果の公表)

第8条 総合評価方式により落札者を決定したときは、速やかに「入札調書」と併せて「総合評価方式に関する評価調書」を公表する。

(落札者の契約履行)

第9条 財務規則第25条に規定される契約担当者は、総合評価方式により契約の相手方となった者が、履行開始後に提出書類に記載された内容により業務を履行しているか確認を行わなければならない。

- 2 契約担当者が前項の規定に基づき確認を行った結果、契約の相手方となった者の履行内容が、提出書類に記載した内容と異なっていた場合は、相当の期間を定めて履行の追完を催告することができる。

(費用負担)

第10条 提出書類の作成及び提出に要する一切の費用は、入札参加者の負担とし、これらは返却しないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定める事項のほか、疑義が生じた場合は、契約担当者が執行する案件ごとに調達課長と別途協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月10日から施行する。